

別添

実 施 要 領

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条第1項に基づき定められた「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項」（平成26年12月10日付 経済産業省・環境省告示第13号）により、管理第一種特定製品の定期点検を行う。

- 1 業務の名称
島根県警察本部機動隊庁舎業務用空調機器定期点検
- 2 業務の場所
松江市平成町 島根県警察機動隊庁舎
- 3 対象機器
管理第一種特定製品 1基（別表のとおり）
- 4 点検内容
 - (1) 異音の有無についての検査
 - (2) 外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化、油漏れ並びに熱交換器への霜の付着の有無についての目視による検査
 - (3) 直接法（発泡液の塗布、冷媒漏洩検知機を用いた測定）、間接法（蒸発器の圧力、圧縮機を駆動する電動機の電圧又は電流その他状態を把握するために必要な事項を計測し、当該計測の結果が定期的に計測して得られた値に照らして、異常がないことを確認する方法をいう。）又はこれらを組み合わせた方法による検査
- 5 点検を行う者
冷媒フロン類取扱技術者等十分な知見を有する者とする。
- 6 業務履行期限
令和8年6月30日
- 7 提出書類
業務実施後10日以内に点検結果報告書（任意様式）を提出すること。
- 8 留意事項
 - (1) 契約後速やかに点検者の資格、実務経験等を確認できる書類を提出すること。
 - (2) 業務実施日については、事前に契約担当者と協議の上決定すること。
 - (3) 業務の実施にあたって使用する電力、水は既存の施設を無償で使用できる。
 - (4) 業務の実施に伴って、事故・破損等が発生した場合、県の責任によるもの以外、県は一切その責任を負わない。
 - (5) 業務の実施に際し問題が生じた場合は、契約担当者と協議すること。